

高齢者の虐待を防ぎましょう

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

この法律は、虐待により高齢者（65歳以上）の生命や身体に重大な危険が生じているケースを発見した場合、町による虐待現場への立ち入り調査ができるなど、虐待の防止と早期発見・早期対応をめざしています。

また、虐待を発見した方は、町への通報が義務付けられています。

こんなことが
高齢者虐待です

身体的虐待



殴る、つねる、蹴る、過剰に薬を服用させる、ベッドに縛りつける等

経済的虐待



日常生活に必要なお金を渡さない、年金や預貯金を合意なしで使用する等

性的虐待



排泄の失敗に対して罰として下半身を裸にして放置する、わいせつな行為をさせる等

心理的虐待



怒鳴る、ののしる、子どものように扱う、話しかけているのを意図的に無視する等

介護・世話の放棄・放任



下着が汚れていても替えない、髪が伸び放題で手入れをしない、水分や食事を十分にあたえない、ごみを放置するなど劣悪な環境で生活させる等

虐待が起きない

地域づくりのために

声かけや見守りなどできることから始めましょう。

相談を勧めよう



高齢者介護の負担を感じている人を理解し、困っていたら相談を勧め、地域からの孤立を防ぎましょう。

近所の見守り



夜になっても電気がつかない、新聞が何日もたまっているなど、地域での見守りをしましょう。

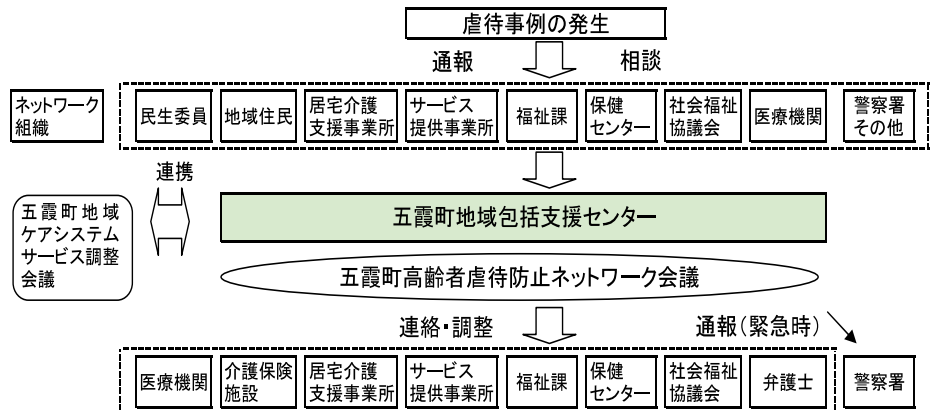
日常的な声かけ



日常生活での声かけにより、高齢者の孤立を防ぎましょう。

ご相談・お問い合わせ
福祉課介護保険係
☎(84)1111(内線238)
五霞町地域包括支援センター
☎(84)0006

情報のネットワーク化を図り、高齢者を地域ぐるみで見守るため、関連機関やケアマネージャー、地域住民の皆さんのご協力をお願いいたします。



五霞町高齢者虐待防止ネットワーク